

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則

- 東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則……………(総務局総務部企画計理課)……………一
- 健康増進法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局保健政策部健康推進課)……………二

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)……………二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………二
- 都市計画事業の認可……………(同)……………二
- 公共測量の終了(六件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………三
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二一件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………六
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………(同)……………八
- 知事指定薬物の指定の失効……………(福祉保健局健康安全部薬務課)……………一〇
- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………一〇
- 都道(首都高速道路)の区域変更(二二件)……………(建設局道路管理部路政課)……………一七
- 教習指導員審査の実施……………(同)……………一七

- 警備員等の検定の実施(二件)……………三

公告

- 都市計画の図書の縦覧(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………二四
- 土地区画整理事業の仮換地指定通知書の送付に代える公告……………(都市整備局第一市街地整備事務所事業課)……………二六
- 土地区画整理事業の使用収益停止通知書の送付に代える公告……………(同)……………二〇
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………三三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三三

正誤

- 平成三十年十二月二十七日付東京都下水道局管理規程第十二号……………三三

規則

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第五十一号

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成十七年東京都規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(土地等の貸付けの認可申請)

第二十二條 法人は、法第七十九条の五の規定により土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(以下「土地等」という。)の貸付けの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。一 当該貸付けに係る土地等の所在地

- 二 当該貸付けの方法及び期間
- 三 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土地等の貸付けに関する規程
- 二 当該貸付けに係る土地等の配置及び規模を示す図面
- 三 当該貸付けに係る契約の契約書案
- 四 その他知事が必要と認める書類

附則

この規則は、令和元年九月七日から施行する。

健康増進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五十二号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則(平成十五年東京都規則第五百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「内閣総理大臣、厚生労働大臣又は」を削り、「申請書、届書及び報告書(法第二十六条第三項の登録試験機関に係るものを除く。)」を「届書及び報告書」に改める。

附則

この規則は、令和元年九月七日から施行する。

告示

●東京都告示第四百六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計に限る。)の所在場所定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の

規定により告示する。

令和元年九月六日

東京都計量検定所長 荒木 誠

- 一 検査地域 墨田区、足立区、葛飾区及び江戸川区
- 二 検査期日 令和元年十月二十一日から同月三十一日まで
- 三 検査場所 特定計量器(皮革面積計に限る。)の所在の場所

●東京都告示第四百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第四百四十二号東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第五・五・三十六号左近川・長島川公園
- 三 事業施行期間 平成二十六年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

平成二十六年東京都告示第四百四十二号及び平成三十年東京都告示第百九十六号の事業地に、江戸川区清新町二丁目地先を加え、臨海町二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和元年九月六日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 江戸川区
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業江戸川第二・二・七十八号北篠崎二丁目公園
 三 事業施行期間 令和元年九月六日から令和二年三月三十一日まで
 四 事業地 取用の部分 江戸川区北篠崎二丁目地内
 使用の部分 なし

●東京都告示第四百九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量（数値地図（道路）データの修正（五〇〇レベル））
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成三十年十月一日から平成三十一年三月二十二日まで

●東京都告示第四百十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 平成三十年五月二十四日から平成三十一年三月二十二日まで

●東京都告示第四百十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（数値撮影（デジタル））
- 三 測量の区域 北区地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月一日から平成三十一年三月二十二日まで

●東京都告示第四百十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江東区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 江東区北砂三丁目、北砂四丁目及び北砂五丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年五月二十八日から平成三十一年三月十五日まで

●東京都告示第四百十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区高砂八丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月八日まで

●東京都告示第四百十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 葛飾区柴又一丁目、柴又二丁目及び柴又三丁目各地内

四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月十一日まで

●東京都告示第四百十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西品川一丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

西品川一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年七月三十一日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎一丁目及び広町二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区西品川一丁目一番一号

平成二十五年七月三十一日

五 変更の内容

事務所の所在地を品川区西品川一丁目七番一号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和元年九月六日

●東京都告示第四百十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

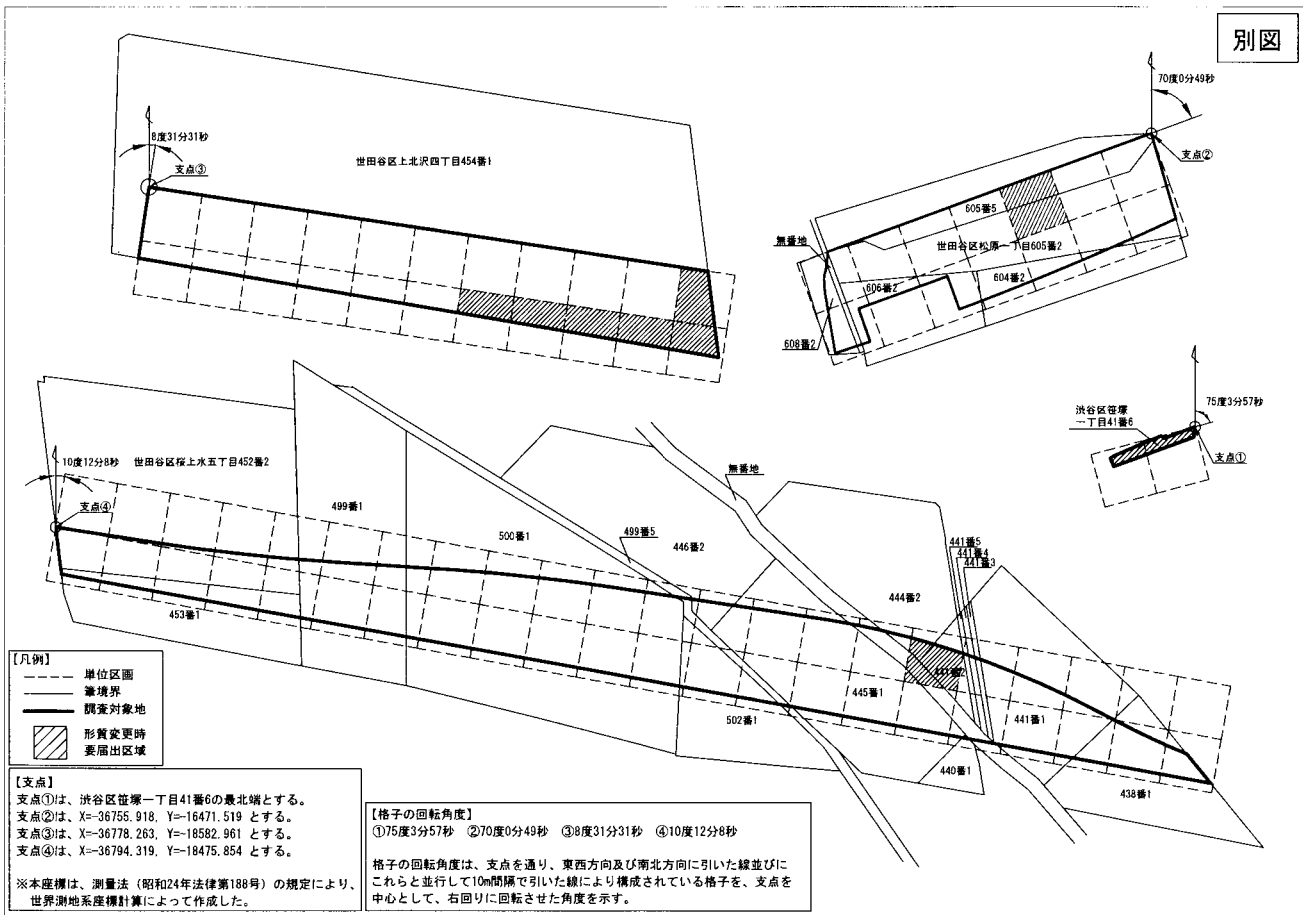
令和元年九月六日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区笹塚一丁目地内、世田谷区松原一丁目地内、世田谷区桜上水五丁目地内及び世田谷区上北沢四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第四百十七号

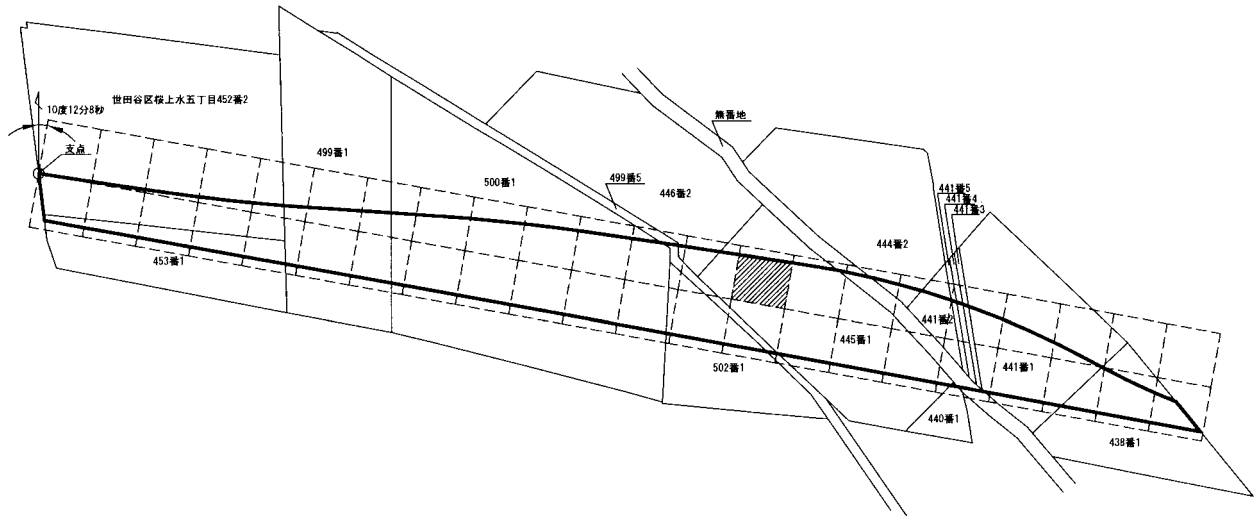
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（世田谷区桜上水五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【支点】
 支点は、 $X=-36794.319$ 、 $Y=-18475.854$ とする。
 ※本座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、
 世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（10度12分8秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 境界線
- 調査対象地
- ▨ 要措置区域

●東京都告示第四百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人豊芯会	ホームヘルプサービス事業所	豊島区北大塚3-34-7	平成31年4月2日
一般社団法人庄	ヘルプステーション庄の家	品川区中延4-16-22	令和元年7月8日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア新宿訪問介護	新宿区東住町23 Woody21 7階	令和元年7月31日
社会福祉法人フロンティア	山吹の里ホームヘルプステーション	豊島区高田3-37-17	同日
株式会社アップルケア	アップルケア東京サービスセンター	板橋区東新町1-33-5	同日
特定非営利活動法人なぎさ虹の会	NPO虹の会介護ステーション	江戸川区南葛西7-2-3	同日
株式会社さくらケア東京	さくら介護ステーション三鷹駅前	三鷹市下連雀3-21-20 パルハイムS102	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人庄	ヘルプステーション庄の家	品川区中延4-16-22	令和元年7月1日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア新宿訪問介護	新宿区東住町23 Woody21 7階	令和元年7月31日
有限会社ライフケア夢工房	ライフケア夢工房	杉並区善福寺2-11-12	同日
株式会社アップルケア	アップルケア東京サービスセンター	板橋区東新町1-33-5	同日
株式会社さくらケア東京	さくら介護ステーション三鷹駅前	三鷹市下連雀3-21-20 パルハイムS102	同日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人フロンティア	山吹の里ホームヘルプステーション	豊島区高田3-37-17	令和元年7月31日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ハーモニーライフケア	特定非営利活動法人ハーモニーライフケア	練馬区南大塚1-47-11 イーグルハイム103	令和元年7月16日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社ユーオン	ルーチェ・チアラ	荒川区西日暮里1-37-12 にっぽりひなたメゾン1階	令和元年7月12日

サービスの種類 自立生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人さくら福祉会	さくらホーム	足立区花畑6-5-3	令和元年7月31日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社ユーオン	ユーオンにっぽり	荒川区	令和元年7月12日

2 指定一般相談支援事業者

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
シナジープラス株式会社	相談支援シナジープラス	港区元赤坂1-1-7 オリエンタル泰坂モートサイド1112	地域移行支援	令和元年7月1日

●東京都告示第四百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、令和元年八月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
日本マナーキュー株式会社	ケアサービスあみず	墨田区文花2-17-5 ソミコー博文花104		
曙和合同会社	たかのわ	江東区大島5-47-9	身体障害者	難病等対象者
株式会社スワン・エンタープライズ	ケアセンター・スワン	世田谷区祖師谷3-22-7 フォールテ202		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ倉人	足立区倉人2 9 1 アークガレリア事務所1階		
ストレスケアリゾート株式会社	のろでん	足立区御塚1-11-11		
社会福祉法人共慈会	虹の会介護ステーション	江戸川区南葛西7-2-3		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ立川	立川市築碓町3-17-12		

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
日本マナーキュー株式会社	ケアサービスあみず	墨田区文花2-17-5 ソミコー博文花104		
曙和合同会社	たかのわ	江東区大島5-47-9	身体障害者	難病等対象者
株式会社スワン・エンタープライズ	ケアセンター・スワン	世田谷区祖師谷3-22-7 フォールテ202		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ倉人	足立区倉人2 9 1 アークガレリア事務所1階		
社会福祉法人共慈会	虹の会介護ステーション	江戸川区南葛西7 2 3		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ立川	立川市築碓町3-17-12		

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
特定非営利活動法人ベリタス会	ベリタス介護サービス	新宿区西早稲田2-7-17 イールハウス201号		
株式会社コンフォケア	このまち両国こころ訪問介護ステーション	墨田区緑3-3-5 両国ハイツ405		
合同会社森アン	そらしーど三茶	世田谷区三軒茶屋1-16-22 APEX102		
ケアゲート株式会社	あけぼの介護センター中野坂上	中野区中央3-1-21		
株式会社イコール	イコール ヘルパーステーション	東大和市神原1 6 2		

サービスの種類 行動援護			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
メンバーシップ株式会社	メンバーシップむさしの	武蔵野市緑町2-1-6	

サービスの種類 生活介護			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人GGサポート	多機能事業所バザバ	柏江市和泉本町1-9-4 光洋産業第二ビル1階	知的障害者 精神障害者

サービスの種類 就労移行支援			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社スーパーモード	ベル	江戸川区西葛西7-12-12 リバーアイ1階	精神障害者

サービスの種類 就労継続支援B型			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社藤文堂	花だより リアン	葛飾区西新小岩4-31-2	知的障害者 精神障害者
株式会社おしつな	ドンと笑い亀有	葛飾区亀有2 34 5 ソビエトル2階	知的障害者 精神障害者
一般社団法人Seedling	障害者就労支援センターなえぎ	稲城市百村1604-9	知的障害者 精神障害者 難病等対象者

サービスの種類 就労定着支援			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
有限会社人財教育社	ペルーフ Integra	文京区小石川5-4-1 瑞穂第一ビル9階	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者
シャイニー株式会社	定着支援事業所シャイニー	墨田区両国4-30-8 両国YACビル5階B	知的障害者 精神障害者 難病等対象者
ウエルビー株式会社	就労定着支援事業所ウエルビー・蒲田センター	大田区蒲田5 49 12 蒲田M&Mビル5階-2	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者
一般社団法人テイクハート	テイクハート金町	葛飾区東金町1 42 5 豊勢金町ビル6階	知的障害者 精神障害者
一般社団法人ルミナージュ	ルミナージュ町田シバヒロ前	町田市町田1-30-24 KRBOX4階401号	知的障害者 精神障害者

サービスの種類 自立生活援助			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会	コンテミス	北区西ヶ原2-40-12 パーソナルハイツ飛鳥山1階	精神障害者
社会福祉法人くすのき会	自立生活援助事業所くすのき	調布市小島町3-72-26	精神障害者

サービスの種類 共同生活援助			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人フードコミュニティ目黒	FC目黒ハウス	目黒区中央町2-13-4	
社会福祉法人いたるセンター	アネモネ	世田谷区宇奈根2-15-15	
社会福祉法人いたるセンター	ビートル	世田谷区喜多見5-4-21	
一般社団法人発達障害のいのちのためのハッピーライフ研究会	等々力ホーム	世田谷区	
一般社団法人おはな	グループホームおはなの家	世田谷区	
株式会社ワズ・インフィニティ・エイト	G11ソシオ東京	足立区綾瀬4-20-21	
株式会社TKRメディカル	医師がつくったグループホーム	足立区	
SaveLifeAsia合同会社	セイブライフ障がい者福祉自立支援事業所	足立区梅田1-22-17	
合同会社ジャパン自立支援センター	KAZOKU	江戸川区	
社会福祉法人SHIP	友セカンド	立川市一番町76-12-6	
一般社団法人あな	グループホーム アクア	調布市	
一般社団法人イリス	わおん徳がい者グループホーム町田	町田市志生3-19-19	
アソシエホールディングス株式会社	あそいえ 日野	日野市藤平5-3-39	
株式会社エイゼット	わんダブルホーム	東久留米市	

2 指定一般相談支援事業者					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
特定非営利活動法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会	コンテミス	北区西ヶ原2 40 12 パーソナルハイツ飛鳥山1階	地域移行支援	地域定着支援	精神障害者

●東京都告示第四百二十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類(通称名 Cyclopentyl fentanyl)
- (二) 化学名 5-ベンチル-2-(2-フェニルプロパノ-1-イル)-1-ヒピリド〔四・三-b〕インドール-1-オン及びその塩類(通称名 CUMYL-PEGACLONE)
- (三) 化学名 5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパノ-1-イル)-1-ヒピリド〔四・三-b〕インドール-1-オン及びその塩類(通称名 FICUMYL-PEGACLONE)

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第三十五号)の施行により、医薬品、医

療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和元年九月八日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第四百二十一号

東京都統計調査条例(昭和三十二年東京都条例第十五号)第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池 百合子

一 統計調査の名称

東京都農作物生産状況調査(都指定統計調査第六号)

二 目的

農業行政に必要な農作物の基礎資料を得ること。

三 調査事項

(一) 対象作物

野菜、果樹、穀類、工芸作物、花き及び植木

(二) 調査項目

作付面積、収穫量(野菜、果樹、穀物及び工芸作物)又は出荷量(花き及び植木)

四 対象の範囲

東京都の区域に所在する農家

五 実施方法

調査対象農家に対し調査票を配布し、調査票の返送を依頼することにより行う。

六 調査時期

(一) 調査対象期間

平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までの期間とする。

(二) 調査実施期間

令和元年九月六日から同年九月三十日までとする。

七 調査票

調査票は、次の東京都農作物生産状況調査票とする。

東京都指定統計調査第6号
2019年度
〇〇区〇〇町村



--	--	--	--

東京都農作物生産状況 調査票

この調査票は、農業行政に必要な基礎データを整備するためのものであり、それ以外の目的(税金の徴収など)に使用することは絶対ありません。

(調査票の記入に当たって)

- 1 調査票の記入に当たっては、2ページの「記入上の注意事項」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、過去1年間で記入しますが、過去1年間とは、平成30年1月1日から12月31日までの1年間について記入してください。
- 3 調査票への記入は、黒の鉛筆又はシャープペンシル若しくはボールペンにて記入してください。

住所・氏名を記入してください。

住所	〇〇区市町村
氏名	

月 日 () までに御回答願います。

裏面へ



東京都農作物生産状況調査票 記入上の注意事項

記入上の注意事項

1. 面積につきましては、**m²** 単位で記入してください。
2. 対象となる期間は、平成30年1月～12月です。
3. **東京都内**での面積・生産本数・出荷量(本数)を記入してください(他県は除く)。

1) 作付延べ面積・作付(ほ場)面積の記入に当たっての注意

面積

記入例 ※ 右に寄せて記入してください。

① (面積の単位はm²としてください。)

② 作付延べ面積は、例えば1つの作物を2回作付していれば2回分の合計面積を記入してください。
(対象＝野菜・稲麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草)

③ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごわずかしがなく、記入が難しい場合などは、10m²として記入してください。
(対象＝野菜・稲麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草)

④ 作付(ほ場)面積は、品目ごとに栽培に使用している実際の農地面積を記入してください。
(作付延べ面積とは異なり実際の農地面積となります。)
(対象＝果樹・花き・グラウンドカバー類)

2) 出荷量・出荷本数の記入に当たっての注意

出荷量・出荷本数を記入する対象品目は、主に **花き・植木・グラウンドカバー類・芝** です。

出荷量

記入例 ※ 右に寄せて記入してください。

本・球・鉢・m²

①最初に実際に所有又は借り入れている農地(作付)面積を御記入ください。

--	--	--	--

東京都内で耕作している農地(作付)面積 (㉑～㉓の合計)		① 普通畑	② 田	③ 果樹
内訳	面積	m ²	m ²	m ²
	④ 花き	⑤ 植木	⑥ その他の農地	m ²

参考
 ① 1坪(つぼ) = 3.3m² ② 1畝(せ) = 17アール = 100m²
 ③ 1反(たん) = 107アール = 1,000m² ④ 1町(ちよう) = 1007アール = 10,000m²

注意!! (野菜・稲麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草)
 ※次ページからの調査票には、「作付延べ面積」を御記入ください。
 ※例えば、1つの作物を2回作付していれば、**2回分の合計面積**となります。
 例：トマト 100m²を2回作付していれば、「200m²」と記入します。
 3回なら「300m²」、4回なら「400m²」です。

品目ごとに調査票がありますので、下記によりお進みください。

野菜
 → 緑色のページ(4～5ページ)へ
 果樹
 → 水色のページ(6ページ)へ
 稲麦・雑穀・工業農作物
 → 藍色のページ(7～8ページ)へ
 緑肥・飼料・牧草
 → 薄紫色のページ(9～10ページ)へ
 花き
 → あざぎ色のページ(11～12ページ)へ
 植木
 → さくら色のページ(13ページ)へ
 グラウンドカバー類・芝



野菜の作付延べ面積(m²) / 年間(平成30年1月1日～12月31日)

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごわずかしかなく、記入が難しい場合は、10m²として記入してください。
 ※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

参考
 ① 1坪(つぼ) = 3.3m² ② 1畝(せ) = 17アール = 100m²
 ③ 1反(たん) = 107アール = 1,000m² ④ 1町(ちよう) = 1007アール = 10,000m²

種別	科	品目名	作付延べ面積(m ²)	科	品目名	作付延べ面積(m ²)
果菜類	ナス科	えだまめ	385	ナス科	きぬうり	1,123
		さやしんげん	m ²		かぼちゃ	m ²
		さやえんどう(きぬさや)	m ²		すいか	m ²
		スナックえんどう	m ²		にがうり(ゴーヤ)	m ²
		(スナックえんどう)	m ²		とうがん	m ²
		そらまめ	m ²		メロン	m ²
		トマト	m ²		ズッキーニ	m ²
		ミニトマト	m ²		まくわうり	m ²
		ナス	m ²		しろうり	m ²
		ナス科	とうがらし		m ²	とうもろこし
	ししとう(あまとうがらし)	m ²	その他	m ²		
	パプリカ	m ²	いちご	m ²		
根菜類	だいこん	m ²	ごぼう	m ²		
	にんじん	m ²	ヤーコン	m ²		
	かぶ	m ²	うこん	m ²		
いも類	しょうが	m ²	レンコン	m ²		
	ばれいしょ(じゃがいも)	m ²	やまのいも	m ²		
	さといも(涼いもを含む)	m ²	八つ頭	m ²		
	かんしょ(さつまいも)	m ²	その他のいも	m ²		

裏面にも御記入願います。
 (裏面には、葉茎菜類と、その他の野菜の記入欄があります。)

野菜の作付延べ面積(m²)ノ年間(平成30年1月1日～12月31日)

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごわずかしかなく、記入が難しい場合は、10㎡として記入してください。
※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※参考
①1坪(つば)=3.3㎡ ②1畝(せ)=17アール=100㎡
③1反(たん)=107アール=1,000㎡ ④1町(ちよう)=1ヘクタール=10,000㎡

種別	科		科	
	記入例	品目名	記入例	品目名
野菜類	こまつな	495 ㎡	たまねぎ	1,012 ㎡
	ほうれんそう	㎡	にら	㎡
	キャベツ	㎡	ねぎ	㎡
	はくさい	㎡	らっきょう	㎡
	からしな	㎡	アスパラガス	㎡
	しんとり	㎡	あしたば	㎡
	たかな	㎡	うど	㎡
	チンゲンサイ	㎡	セロリ	㎡
	つみみな	㎡	チャービル	㎡
	なばな(のらぼう)	㎡	みつば	㎡
葉茎菜類	ブロッコリー	㎡	くろしんさい	㎡
	カリフラワー	㎡	葉トウモロコシ	㎡
	みずな(京菜)	㎡	木の芽	㎡
	わさび	㎡	しそ	㎡
	しゆんぎく	㎡	ムラサキ	㎡
	ふき	㎡	みょうが	㎡
	ふきのとう	㎡	メカブ	㎡
	シタス	㎡	モロヘイヤ	㎡
	サラダ菜	㎡	クラゲ	㎡
	ナズ科	㎡	その他	㎡

※ 野菜でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	面積(m ²)
その他の野菜	野菜苗(㎡)	㎡
	※野菜苗の出荷鉢数	鉢
その他の野菜	タケノコ	㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

果樹の作付(ほ場)面積(m²)ノ年間(平成30年1月1日～12月31日)

※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。
※ 作付(ほ場)面積は、幼木を含んで記入してください。

※参考
①1坪(つば)=3.3㎡ ②1畝(せ)=17アール=100㎡
③1反(たん)=107アール=1,000㎡ ④1町(ちよう)=1ヘクタール=10,000㎡

種別	種別		種別	
	記入例	品目名	記入例	品目名
果樹	日本なし	583 ㎡	うめ	1,044 ㎡
	ぶどう	㎡	いちじく	㎡
	温州みかん	㎡	パパイヤ	㎡
	夏みかん(甘夏)	㎡	びわ	㎡
	ダイダイ	㎡	バナナ	㎡
	ブドウ	㎡	ブルーベリー	㎡
	かき	㎡	ブルーベリー	㎡
	かりん	㎡	リンゴ	㎡
	キウイフルーツ	㎡	もも	㎡
	ぎんなん	㎡	すもも	㎡
	くり	㎡	ユズ	㎡
	ドラゴンフルーツ	㎡	りんご	㎡
	パッションフルーツ	㎡	レモン	㎡
		㎡		㎡
		㎡		㎡

※ 果樹でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	面積(m ²)
その他の果樹		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

稲麦・雑穀・工芸農作物・緑肥作物・飼料作物・

牧草の作付延べ面積 (㎡) / 年間

(平成30年1月1日～12月31日)

基本

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごわずかしかなく、記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。
 ※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※ ①1坪(つぼ) = 3.3㎡ ②1畝(せ) = 17アール = 100㎡
 ③1反(たん) = 107アール = 1,000㎡ ④1町(ちよう) = 1ヘクタール = 10,000㎡

○ 稲・麦 類

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	記入例	品目名	作付延べ面積(㎡)
稲・麦類	記入例 水稲	358	ライ麦		1,214
	水稲	㎡	ライ麦		㎡
	陸稲	㎡	大麦		㎡
	小麦	㎡	エンソク		㎡

※ 稲・麦類でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
その他・ 雑穀類		㎡		㎡
		㎡		㎡
		㎡		㎡

○ 雑 穀 類

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
雑穀類	小豆	㎡	ささげ	㎡
	大豆	㎡	そば	㎡
	ごま	㎡	落花生	㎡

※ 雑穀類で、その他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
その他 の雑穀 類		㎡		㎡
		㎡		㎡
		㎡		㎡

裏面にも御記入願います。

7

稲麦・雑穀・工芸農作物・緑肥作物・飼料作物・

牧草の作付延べ面積 (㎡) / 年間

(平成30年1月1日～12月31日)

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごわずかしかなく、記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。
 ※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※ ①1坪(つぼ) = 3.3㎡ ②1畝(せ) = 17アール = 100㎡
 ③1反(たん) = 107アール = 1,000㎡ ④1町(ちよう) = 1ヘクタール = 10,000㎡

○ 工 芸 農 作 物

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	記入例	品目名	作付延べ面積(㎡)
工芸作物	記入例 くわ	536	茶(生葉)		1,053
	くわ	㎡	茶(生葉)		㎡
	こんにやく	㎡	ひようたん		㎡

※ 工芸農作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
その他 の工芸 農作物		㎡		㎡
		㎡		㎡
		㎡		㎡

○ 緑 肥 作 物

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
緑肥	記入例 ソルゴ(緑肥)	㎡	レンゲソウ	㎡
	ソルゴ(緑肥)	㎡	レンゲソウ	㎡

※ 緑肥作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
その他 の緑肥 作物		㎡		㎡
		㎡		㎡
		㎡		㎡

○ 飼 料 作 物

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
飼料	記入例 青刈りとうもろこし	㎡	ソルゴ(飼料)	㎡
	青刈りとうもろこし	㎡	ソルゴ(飼料)	㎡

※ 飼料作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
その他 の飼料 作物		㎡		㎡
		㎡		㎡
		㎡		㎡

○ 牧 草

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
牧草	記入例 イタリアンライグラス	㎡	その他の牧草()	㎡
	イタリアンライグラス	㎡	その他の牧草()	㎡

8

基本
花き等(施設・露地)の作付(ほ場)面積と出荷量/年間(平成30年1月1日～12月31日)

※ 作付(ほ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)について記入してください。
※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※参考
①1坪(つぼ)＝3.3㎡ ②1畝(せ)＝1アール＝100㎡
③1反(たん)＝107アール＝1,000㎡ ④1町(ちよう)＝1ヘクタール＝10,000㎡

種別	記入例	品目名	作付(ほ場)面積(㎡)	出荷量	
					切り花
切り花	きく		85	㎡	本
	バラ			㎡	本
	ひまわり			㎡	本
	アスター			㎡	本
	シヤクヤク			㎡	本
	ガーベラ			㎡	本
	すいせん			㎡	本
	サンダーニア			㎡	本
	ゆり			㎡	本
	キキョウラン			㎡	本
リコリス			㎡	本	
その他の切り花の			㎡	本	
切り葉	フェニックス・ロベニー(切り葉)			㎡	本
	モンステラ			㎡	本
	レザークラン			㎡	本
その他の葉			㎡	本	
切り枝	ハナモモ(切枝)			㎡	本
	シキミ(切枝)			㎡	本
その他の枝	ユキヤナギ(切枝)			㎡	本
				㎡	本
球根	スイセン(球根)			㎡	球
	フリージア(球根)			㎡	球
その他の球			㎡	球	

※「球根」は球根として生産・出荷しているもののみ記入してください。(球根切り花を除く。)

裏面にも御記入願います。

基本
花き等(施設・露地)の作付(ほ場)面積と出荷量/年間(平成30年1月1日～12月31日)

※ 作付(ほ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)について記入してください。
※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※参考
①1坪(つぼ)＝3.3㎡ ②1畝(せ)＝1アール＝100㎡
③1反(たん)＝107アール＝1,000㎡ ④1町(ちよう)＝1ヘクタール＝10,000㎡

種別	記入例	品目名	作付(ほ場)面積(㎡)	出荷量	
					鉢
一般鉢もの	シクラメン		120	㎡	鉢
	シクラメン			㎡	鉢
	バラ(鉢もの)			㎡	鉢
	ペゴニア			㎡	鉢
	エビネラン			㎡	鉢
	クリスマスローズ(ペルポルス)			㎡	鉢
	シエソラ類			㎡	鉢
	ケンチヤヤシ			㎡	鉢
	カトリア			㎡	鉢
	コチヨウラン			㎡	鉢
洋らん類				㎡	鉢
	花木類			㎡	鉢
その他の鉢もの				㎡	鉢
				㎡	鉢
花壇用苗もの	葉(ぼたん(苗もの))			㎡	鉢
	ハバシマ(苗もの)			㎡	鉢
	ペゴニア(苗もの)			㎡	鉢
	ペチユニア(苗もの)			㎡	鉢
その他の花壇用苗もの	マリーゴールド(苗もの)			㎡	鉢
				㎡	鉢
野菜苗			㎡	鉢	

基本

植木の生産本数と出荷本数/年間(平成30年1月1日~12月31日)

※ 生産本数は、育成中のものを含み植付けをしている本数を記入してください。
 ※ 出荷本数は、育成中のものを除き1年間に販売した本数を記入してください。

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、生産本数と出荷本数を記入してください。

種別	品目名	生産本数	出荷本数
高中木針葉樹	記入例 ヒノキ類	152本	98本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
その他の高中木針葉樹の計		本	本

高中木針葉樹(主な例)

ヒノキ類	ヒノキ類	レイラノヒノキ類	ビヤクシン類	カイヌカイゴキ	サワラ類
スギ類	スギ類	ニッコウヒバ	ツンゲンストウヒ類	アカエゾラツ	アスナロ
				アサナロ	マキ
				マキ	マキ
				マキ	マキ

高中木常緑広葉樹

		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
その他の高中木常緑広葉樹の計		本	本

高中木常緑広葉樹(主な例)

ソヨゴ	セイヨウカガメ類	サザンカ	トキワマンサク	ツバキ類	キンモクセイ	サカキ
ニカナム	シラカシ	ヤブツバキ	モッコク	オリゴ	ヤマモモ	スダジイ
						サカキ
						サカキ
						サカキ

高中木落葉広葉樹

		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
その他の高中木落葉広葉樹の計		本	本

高中木落葉広葉樹(主な例)

ハナミズキ	ウメ類	ケヤキ	ヤマモミジ	ヒメシャラ	ナツツバキ	ヤマボウシ	コナジ
サルスベリ	ハナカイドウ	カツラ	コナラ	シメダナ	イチョウ	ロウバイ	など

11

裏面にも御記入願います。

植木の生産本数と出荷本数/年間(平成30年1月1日~12月31日)

※ 生産本数は、育成中のものを含み植付けをしている本数を記入してください。
 ※ 出荷本数は、育成中のものを除き1年間に販売した本数を記入してください。

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、生産本数と出荷本数を記入してください。

低木落葉樹

種別	品目名	生産本数	出荷本数
低木落葉樹	記入例 ツルハチバナ	168本	110本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
その他の低木落葉樹の計		本	本

低木落葉樹(主な例)

ツルハチバナ	ボウダンツツジ	ユキヤナギ	ニシキギ	ウサボケ	コデマリ	ヤマゴキ
シモツゲ	レンギョウ	アジサイ類	ユスラウメ	ミツバツツジ	ボタン	ハギ
						ハギ
						ハギ
						ハギ

低木常緑樹

		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
その他の低木常緑樹の計		本	本

低木常緑樹(主な例)

サツキ	オオムラサキツツジ	カルメツツジ類	オタククナンテン	ヒラバツツジ	ヒサカキ
アセビ	キンメツツジ	シヤクナゲ類	カンツツバキ	マサキ	アオキ
				シキミ	など

その他の植木

タケ		本	本
大型ヤシ類		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
その他の植木		本	本

12